

平成 19 年 5 月 21 日

各 位

東京都新宿区西新宿 6 丁目 24 番 1 号
会 社 名 株 式 会 社 ベ リ サ ー ブ
代 表 者 名 代表取締役社長 浅井 清孝
(コード番号:3724 マザーズ)
問い合わせ先 取締役経理・広報統括部 高橋 豊
(電話番号:03-5909-5700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 22 日開催予定の当社第 6 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

コーポレートガバナンス強化を目的として監査役会ならびに会計監査人を設置するため規定の変更を行います。加えてそれにとまなう規定の整備、条文の加除・修正および移設に伴う条数の変更など、定款全般について所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりといたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 22 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 22 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>第 25 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第 25 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 30 条 監査役会の運営について法令または本定款に別段の定めなき事項は、監査役会の決議によって定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第 29 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第 30 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 31 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第34条 (現行どおり)</p>

以 上